

福祉のまちづくり条例施行規則の改正について (公共交通機関の施設)

1 改正理由

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下、「交通バリアフリー基準」という。）の一部が改正された。埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則のうち、交通バリアフリー基準に準じている別表第 1 第 3 号公共交通機関の施設に関する整備基準について整合性を図るため、同規則の一部改正を行った。

2 改正の内容

- (1) 駅等におけるバリアフリールート of 最短化・複数化を義務付ける。
(現行基準：1 ルート以上)
- (2) 乗継ルートのバリアフリー化を義務付ける。(現行基準：規定なし)
- (3) エレベーターのかごの大きさについて、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化を義務付ける。(現行基準：かごの大きさ 1 1 人乗り以上)
- (4) 内方線付き点状ブロックを義務付ける。(現行基準：点状ブロック等)

3 施行日

平成 3 1 年 1 月 1 日